

○菊池市文化財保存整備費補助金交付規則

平成17年3月22日

教育委員会規則第50号

改正 平成19年教育委員会規則第16号

令和3年3月22日教育委員会規則第7号

(注)平成22年1月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 市は、文化財の保存と保護及び活用を図るための事業を行う所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、この規則に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業の種類及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする所有者等は、文化財保存整備費補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 設計書及び設計図(工事の場合)
- (4) 修理箇所の写真及び見取図
- (5) 工程表
- (6) その他参考資料

(補助金の交付決定)

第4条 補助金の交付決定に当たって、菊池市教育委員会は文化財保護委員会の意見を付した関係書類を市長に進達し、市長が決定するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第5条 補助金の交付決定通知は、文化財保存整備費補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(実績報告)

第6条 所有者等は、補助事業が完了したときは、事業の実績報告として、次に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第5号)
 - (2) 収支精算書(様式第6号)
 - (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真
- (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、特に必要があると認める事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の菊池市文化財保存整備費補助金交付規則(平成14年菊池市教育委員会規則第5号)又は泗水町文化財保存管理整備費補助金交付規則(平成4年泗水町教育委員会規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年教育委員会規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教育委員会規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象事業・補助率等

区分	種類	内容	補助率	補助限度額
国・県指定文化財保存整備事業	全般	国庫補助・県補助事業に伴う保存整備事業	国庫補助及び県補助の残額の2分の1以内	
記念物等整備保存修理事業	有形文化財 史跡 名勝	保存修理 整備事業	補助対象経費の2分の1以内	2,000,000円

	天然記念物			
無形文化財等保存 修理事業	無形文化財 民俗文化財 無形民俗文化財	記録の作成 伝承者養成 保存修理 用具の修理等	補助対象経費 の2分の1以内	500,000円

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

菊池市長 様

申請者

住所

氏名

文化財保存整備費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり文化財保存整備事業を実施したいので、菊池市文化財保存整備費補助金交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付申請に係る事業区分

2 交付を受けようとする補助金の額及び算出基礎

(1) 補助金の額 金 円

(2) 算出基礎 (補助対象額 円×)

様式第2号(第3条関係)

事業計画書

1 補助事業に係る文化財の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の経費の使用方法

4 補助事業の着手及び完了の予定期日

年 月 日 着手

年 月 日 完了

5 その他参考事項

様式第 3 号(第 3 条関係)

補助事業に係る収支予算書

1 収入の部

区分	予算額	説明
所有者等負担額		
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部

区分	予算額	説明
合計		

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

申請者

様

菊池市長

文化財保存整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました文化財保存整備費補助については、菊池市文化財保存整備費補助金交付規則第5条の規定により次の条件を付して交付します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 補助の条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告してその指示を受けること。
- (3) その他必要に応じて定める条件

様式第 5 号(第 6 条関係)

年 月 日

菊池市長 様

申請者

住所

氏名

文化財保存整備費補助金事業実績報告書

年 月 日付け、第 号の交付決定通知に基づき、文化財保存整備事業を実施したので、菊池市文化財保存整備費補助金交付規則第 6 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真

様式第 6 号(第 6 条関係)

補助事業に係る収支精算書

1 収入の部

区分	精算額	説明
所有者等負担額	円	
補助金	円	
その他	円	
	円	
合計	円	

2 支出の部

区分	精算額	説明
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)